平成２５年（フ）第４０号
堺市堺区緑ヶ丘中町１丁１番17号　フローレンス緑ヶ丘206号
債務者　安藤由理絵
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第４５号
堺市堺区百舌鳥夕雲町１丁31番地
債務者　佐藤　由紀
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５００号
新潟市北区早通84番地１、前住所新潟市東区新岡山２丁目28番17号
債務者　桑原　　豊
1　決定年月日時　平成25年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５０２号
新潟市南区白根3154番地１　渡邉アパートＢ号、前住所新潟市南区上下諏訪木882番地１
債務者　細海　　徹
1　決定年月日時　平成25年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５１３号
新潟市秋葉区荻島１丁目16番28号　ハイツイースト102号、前住所新潟市秋葉区新津本町４丁目９番19号
債務者　落合ナツ子
1　決定年月日時　平成25年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５６５号
新潟市西区ときめき西１丁目25番地10　セブンワンテンⅠ―103号
債務者　佐藤　幸夫
1　決定年月日時　平成25年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５６９号
新潟市江南区曽野木１丁目６番３―1227号
債務者　稲奈　正彦
1　決定年月日時　平成25年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５７４号
新潟県五泉市石曽根8076番地
債務者　美濃　博幸
1　決定年月日時　平成25年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第８号
愛知県江南市高屋町花戸19番地　サープラスⅡグリーンビレッジ105号
債務者　寺本奈々子
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第７０９号
大阪府泉佐野市羽倉崎上町１丁目４番46号平和マンション207、前住所大阪府泉南市信達大苗代1124番地の８
債務者　加　　和世
1　決定年月日時　平成25年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第７１８号
大阪府貝塚市久保437番地１
債務者　ＴＹシステムこと　山本　貴士
1　決定年月日時　平成25年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第２３号
大阪府阪南市鳥取中452番地の11
債務者　渕原　健太
1　決定年月日時　平成25年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第２５号
大阪府貝塚市福田152番地３ハイツ福原101号、前住所大阪府貝塚市津田南町６番12号―103号
債務者　西出奈穂美
1　決定年月日時　平成25年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第２８号
大阪府泉南市樽井６丁目11番２―205号、前住所大阪府泉南市信達大苗代62番地泉南一丘団地46棟404号
債務者　土橋奈津美（旧姓田畑）
1　決定年月日時　平成25年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第３３号
大阪府泉大津市助松団地２番56―303号
債務者　酒井　一樹
1　決定年月日時　平成25年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第３５３号
香川県さぬき市志度526番地２　ハイツ宝Ｂ201号室
債務者　石井　　栄
1　決定年月日時　平成25年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第２号
長崎県雲仙市愛野町甲410番地　メゾンドＡ101、前住所長崎県雲仙市吾妻町大木場名147番地３　山本アパート
債務者　西本　広己
1　決定年月日時　平成25年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで　長崎地方裁判所島原支部破産係